



5. 客室内での喫煙、火器の使用は火災の危険があるため固くお断り致します。  
室外の定められた喫煙場所でのみご喫煙ください。  
客室内での喫煙が発覚した場合、別途、消臭、清掃クリーニング代として金 28,600 円お現金のみで頂戴いたします。
6. プールのご利用については、下記の事項を遵守してください。
  - ・特にお子様のプールご利用の際には、保護者の方が必ず保護監督して頂くようお願いいたします。安全に十分ご配慮お願いいたします。
  - ・危険防止、紛失防止のため、貴金属類、装飾品はお外してください。
  - ・過度な飛び込みは危険なためおやめ下さい。
  - ・プールにアルコールや液体物、入浴剤、汚物などの異物を投入することは固く禁じます。
  - ・特に水が出る場所のシーサーは高額なため遊泳中の破損にはお気をつけ下さい。
  - ・プールを損傷させる恐れのあるもの（鋭利な刃物など）のご利用は固く禁じます。ご利用者様の故意、または不注意等により当プールが故障した場合、実費修理代を請求いたします。
7. バーベキューや花火をする場合は、火災に十分ご注意ください、ご利用ください。  
バーベキューに必要な食材、部材は、ご利用者で準備して頂き、当宿泊施設ではバーベキュー台のみご用意させていただきます。  
ご利用のご宿泊者様は一滞在中に現地にて利用代・清掃代として金 3000 円、お現金でお支払ください。ご利用は原則 21 時まで。遅くとも 22 時には終了してください。近隣の方へのご配慮をお願いいたします。
8. キッチンやアイロンなどをご利用の際は、火災が起きないように十分ご注意ください。
9. 館内に次のようなものをお持込にならないでください。
  - ・法律で禁じられた覚せい剤等の違法薬物
  - ・愛玩の動物、鳥類等。
  - ・悪臭を発するもの。
  - ・常識的な量を超える物品。
  - ・許可証の無い鉄砲、刀剣類。
  - ・発火又は引火しやすい火薬、揮発油、油類等。
10. 客室内で賭博や公序良俗に反する行為をなさらないでください。  
また大声を出したり、大音量で近隣の方々にご迷惑をおかけする行為はおやめください。
11. 施設の外観を損なうような物品を客室外に置いたり掛けたりしないでください。
12. ご滞在中に客室から出られる際は、ルームキーを必ずお持ちになり、施錠を確認の上お出掛けください。窓を開放したまま外出しないでください。

13. ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。
- 14.当施設はホテル形式のサービス形態ではなく、貸別荘スタイルの運営をさせて頂いています。荷物の持ち運び、洗濯、滞在中のおそうじ、スーパー、コンビニなどへの買い出しなどはすべてセルフサービスとなります。(滞在中のお掃除に関しては、別途料金を頂戴いたします)
- 15.当宿泊施設は、なるべく多くの方に清潔で快適な状態でご利用頂き、環境にも配慮したいと考えていますので、ご滞在中のごみの分別、ご利用になられた食器類のかたづけなどご協力頂けましたら幸いです。追加のごみ袋などはキッチン周りの収納に予備を置いています。
16. ご滞在中の浴室での白髪染めなどは、浴室に色素が付着してしまいますのでお控え下さるようお願いいたします。もしどうしてもされる場合は、浴室への色素の付着に十分ご注意くださいご利用いただくようお願い申し上げます。
- 17.海水浴からお帰りになられた際、お体についた砂は建物に入る前に十分落としていただくようお願い申し上げます。浴室内などで砂を落としてしまいますと、配管の故障、詰まりを招いてしまいますのでご注意ください。
- 18.敷地内の石垣やヤシの木に登ったり、周辺の雑草や林の中にはみだりに立ち入らないようお願いいたします。倒壊の危険や、危険な生物もいますので十分安全に配慮し、ご滞在下さるようお願いいたします。
- 19.ご滞在中に敷地内の植栽の水やりや、庭のお掃除、巡回、プールの管理などで弊社スタッフが敷地に立ち入らせて頂きます。
- 20.当宿泊施設は、南国の自然豊かな環境にあるリゾート施設です。ヤモリなどの小動物、昆虫類、爬虫類が現れたとしても自然豊かな環境なのでご容赦ください。建物内に、蚊取り線香、殺虫剤などをご用意させて頂いています。  
また、各種生物類、昆虫等の出現をもって、宿泊費の返還、減額には応じられませんので、あらかじめご了承ください。  
また、昆虫類の侵入を防ぐため、窓をあけたまま放置することはおやめ下さい。
- 21.当宿泊所内にある電化製品、寝具、タオル類、絵画、家具類、本類、食器類、植栽、庭

の芝生、植木、果実などの動産は、お持ち帰りになることは一切できません。もし万が一、これらがなくなっていた場合や過度に破損していた場合（汚損も含む）、警察に通報した上、当宿泊施設の損失の実費の支払い、弁償を請求いたします。

22.当宿泊施設におけるスタッフへの暴力、暴言、威圧的言動が認められるとき、また各法律違反、公序良俗に反する行為が発覚した場合、宿泊約款の第6条1により当宿泊施設の契約解除権を行使し、直ちに宿泊施設から退出して頂きます。また警察に通報いたします。